

駐車場法のご案内

路外駐車場設置（変更）届出について

1 対象となる駐車場

届出の対象となる駐車場は、都市計画区域内に設置し、路外駐車場で駐車のために供する部分の面積が、500 m²以上のものであり、駐車料金を徴収する駐車場であります。なお、前述の駐車場で、駐車料金を徴収しない場合は、届出の必要はありませんが、下記、「4 構造及び設備の基準」は適用されます。

○路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であり、一般公共の用に供されるものをいう。

○自動車の駐車のために供する面積

自動車を駐車するスペースのことであって、車路、洗車場、管理事務所等は含まない。

○一般公共の用

自動車駐車場の使用者が特定されず、公衆の自由な使用に供されるものであり、月極駐車場だけで時間駐車のない駐車場は届出駐車場とはならない。月極駐車場と時間駐車場の併用利用駐車場は届出駐車場である。

路外駐車場（届出駐車場）を設置及び変更、休止等する場合は、「路外駐車場に関する届出等に関する省令」で定めるところにより、路外駐車場設置（変更）届出書（駐車場法第 12 条）、管理規程（駐車場法第 13 条）、休止等の届出（駐車場法第 14 条）を斑鳩町長に届出が必要です。

※都市計画区域内の青空駐車場（建築物である駐車場又は建築物に附属する駐車場に該当しない駐車場）で、本届出が必要な場合の多くは、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の届出も必要です。

2 届出

2-1 路外駐車場設置（変更）届出書

路外駐車場でその利用について駐車料金を徴収する者（路外駐車場管理者）は、あらかじめ路外駐車場の位置、規模、構造、設備その他必要な事項を建設工事又は用途変更に関する工事着手までに、また月極駐車場を一時、時間駐車場に変更する場合においては、変更しようとするときまでに斑鳩町長に届出してください。

2-2 管理規程届出書

路外駐車場管理者は路外駐車場の供用を開始するときは、業務の運用の基本となるべき管理規程を定め、路外駐車場の供用開始後 10 日以内に斑鳩町長に届出してください。また、管理規程の一部変更するときも同様とする。

※添付書類については、別表 1 参照

3 休止等の届出

届出駐車場管理者は路外駐車場を全部または一部の供用を休止又は廃止する場合は、10 日以内に斑鳩町長に届出してください。また、休止している路外駐車場の供用を再開する場合も同様とする。

※添付書類については、別表 1 参照

4 構造及び設備の基準

建築基準法その他法令の規定の適用がある場合においては、それらの法令の規定による他、政令（駐車場法第 11 条、同法施行令）で定める技術的基準による。（※別表 2 参照）

また、駐車マスについては、基本的には幅 2.5m 以上、奥行き 5m 以上です。

1 路外駐車場設置及び変更

必要書類	縮尺	部数	
		建築物	その他
路外駐車場設置(変更)届出書 届出期限…工事着手日30日前	—	2	2
駐車施設の概要書	—	2	2
付近見取図	1/2500 以上	2	2
配置図 ・駐車場区域(朱線で囲む) ・駐車マスの配置 ・周囲の道路の状況 ・出入口の大きさ、構造等 ・場内の設備(寸法記入)	1/500 以上	2	2
平面図(建築物)	1/200 以上	2	—
立面図(建築物)	1/200 以上	2	—
断面図(傾斜路の勾配の記入)	1/200 以上	2	2
チェックシート	—	1	1
機械式駐車装置大臣認定書写し	—	2	2
機械式駐車装置仕様書または組立図	—	2	2
その他必要とする書類	—	2	2

2 管理規程

必要書類	縮尺	部数	
		建築物	その他
管理規程届出書 届出期限…供用開始後10日以内	—	2	2
管理規程の写し	—	2	2
その他必要とする書類	—	2	2

3 休止等の届出

必要書類	縮尺	部数	
		建築物	その他
休止等の届出書 届出期限…休止又は廃止する10日以内	—	2	2
付近見取図	1/2500 以上	2	2
その他必要とする書類	—	2	2

○構造及び設備の基準（駐車場法施行令より）

（適用の範囲）

第6条 この節の規定は、路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上であるものに適用する。

（自動車の出口及び入口に関する技術的基準）

第7条 法第 11 条の政令で定める技術的基準のうち、自動車の出口（路外駐車場の自動車の出口で自動車の車路の路面が道路（道路交通法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路をいう。以下この条において同じ。）の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）及び入口（路外駐車場の自動車の入口で自動車の車路の路面が道路の路面に接する部分をいう。以下この条において同じ。）に関するものは、次のとおりとする。

1. 次に掲げる道路又はその部分以外の道路又はその部分に設けること。
 - イ 道路交通法第 44 条各号に掲げる道路の部分
 - ロ 横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から 5メートル以内の道路の部分
 - ハ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から 20メートル以内の部分（当該出入口に接するさくの設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又はさくその他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右 20メートル以内の部分を含む。）
 - ニ 橋
 - ホ 幅員が 6メートル未満の道路
 - ヘ 縦断勾配が 10 パーセントを超える道路
2. 路外駐車場の前面道路がニ以上ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。

3. 自動車の駐車のために供する部分の面積が6000平方メートル以上の路外駐車場にあつては、縁石線又はさくその他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿つて10メートル以上とすること。
4. 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、1.5メートル以上とすること。
5. 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上1.4メートルの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。

イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。)の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分(特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。) 1.3メートル

ロ その他の路外駐車場又はその部分 2メートル

2 前項第1号の規定は、自動車の出口又は入口を次に掲げる道路又はその部分(当該道路又はその部分以外の同号イからへまでに掲げる道路又はその部分に該当するものを除く。)に設ける路外駐車場であつて、必要な変速車線を設けること、必要な交通整理が行われること等により、国土交通大臣が当該出口又は入口を設ける道路の円滑かつ安全な交通の確保に支障がないと認めるものについては、適用しない。

1. 前項第1号イに掲げる道路の部分のうち、次に掲げるもの

イ 交差点の側端又はそこから5メートル以内の道路の部分

ロ トンネル

2. 橋

- 3 国土交通大臣は、前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、自動車の出口又は入口を同項第1号イに掲げる道路の部分に設ける場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会と協議し、その他の場合にあつては関係のある道路管理者及び都道府県公安委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 第1項第2号から第5号までの規定は、自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における当該自動車の出口(出口付近を含む。)又は入口については、適用しない。

(車路に関する技術的基準)

第8条 法第11条の政令で定める技術的基準のうち車路に関するものは、次のとおりとする。

1. 自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。
2. 自動車の車路の幅員は、イからハまでに掲げる自動車の車路又はその部分の区分に応じ、当該イからハまでに定める幅員とすること。
 - イ 一方通行の自動車の車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 2.75メートル(前条第1項第5号イに掲げる路外駐車場又はその部分(以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。))の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、1.75メートル)以上
 - ロ 一方通行の自動車の車路又はその部分(イに掲げる車路の部分を除く。) 3.5メートル(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、2.25メートル)以上
 - ハ その他の自動車の車路又はその部分 5.5メートル(自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車の車路又はその部分にあつては、3.5メートル)以上
3. 建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)である路外駐車場の自動車の車路にあつては、次のいずれにも適合する構造とすること。
 - イ はり下の高さは、2.3メートル以上であること。
 - ロ 屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。)は、自動車を5メートル以上の内法半径で回転させることができる構造(自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を3メートル以上の内法半径で回転させることができる構造)であること。

- ハ 傾斜部の縦断勾配は、17パーセントを超えないこと。
- ニ 傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(駐車の用に供する部分の高さ)

第9条 建築物である路外駐車場の自動車の駐車の用に供する部分のほり下の高さは、2.1メートル以上でなければならない。

(避難階段)

第10条 建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車の駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。

(防火区画)

第11条 建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合においては、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。)によつて区画しなければならない。

(換気装置)

第12条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の10分の1以上であるものについては、この限りでない。

(照明装置)

第 13 条 建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。

1. 自動車の車路の路面 10 ルックス以上
2. 自動車の駐車のために供する部分の床面 2ルックス以上

(警報装置)

第 14 条 建築物である路外駐車場には、自動車の出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。

(特殊の装置)

第 15 条 この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。

路外駐車場設置（変更）届出書

(届出先)
斑鳩町長

年 月 日

駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

駐車場法第12条の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称						
2 駐車場の位置						
規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)	平方メートル				
	3 a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積 (A)	一般公共の用に供する部分	四輪車 (注) 専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台	
					特定自動二輪車 駐車台数 台	
				小計	平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
	特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)				
	四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台				
特定自動二輪車 駐車台数 台						
小計	平方メートル					
車路等の面積 (B)		平方メートル				
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積 (C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台		
				特定自動二輪車 駐車台数 台		
			小計	平方メートル		
			それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車 駐車台数 台
						特定自動二輪車 駐車台数 台
					小計	平方メートル
車路等の面積 (D)		平方メートル				

3	規 模	駐車場の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般公共の用に 供する部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
					特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
					四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台		
						特定自動二輪車 駐車台数 台		
					小計	平方メートル		
					それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
		特定自動二輪 車専用	平方メートル (駐車台数 台)					
		四輪車及び特 定自動二輪車 併用	四輪車 駐車台数 台					
			特定自動二輪車 駐車台数 台					
		小計	平方メートル					
		4	イ 建築物である部分					
		構造	ロ 建築物でない部分					
5	イ 特 殊 の 装 置 の 備	a 特殊の装置の有 無						
		b 特殊の装置に係 る 駐車場法施行令第 15条の規定による 認定の概要	認 定 の 番 号					
			特殊の装置の名称等					
		ロ それ以外の設備						
6	附帯業務のための施設							
7	従 業 員 概 数							
8	供用開始（予定）日							
(注)								
道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号の自動車のうち、特定自動二輪車以外のもの。								

備 考

- 一 路外駐車場変更届書にあっては、変更しようとする事項を朱記すること。
- 二 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分、車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他の駐車場のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 三 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3のロのa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあっては、その旨を記載すること。
- 六 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- 七 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 八 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による建設大臣の認定の番号を記載すること。
- 九 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 十 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 十一 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

路外駐車場 チェックシート（技術的基準）

駐車場名	チェックシート作成者 (氏名、連絡先)	(TEL - -)
他の届出 ・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例に基づく届出【当否】 ・バリアフリー新法に基づく届出【当否】		
技術的基準の適合及びそれらの図面表記を確認したうえで、 ☑チェックしてください	自動車の出入口 (施行令第7条)	<input type="checkbox"/> 道路交通法 第44条関係 <input type="checkbox"/> 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂、トンネルに設けてないか？ <input type="checkbox"/> 交差点の側端又は道路のまがり角から5m以内に設けていないか？ <input type="checkbox"/> 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内に設けていないか？ <input type="checkbox"/> 安全地帯の範囲から10m以内に設けていないか？ <input type="checkbox"/> バス停留所、路面電車などの標示柱、標示板から10m以内に設けていないか？ <input type="checkbox"/> 踏切の側端から前後10m以内に設けていないか？ <input type="checkbox"/> 横断歩道橋（地下横断歩道を含む）の昇降口から5m以内に設けていないか？ <input type="checkbox"/> 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内に設けていないか？ <input type="checkbox"/> 橋に設けていないか？ <input type="checkbox"/> 幅員が6m未満の道路に設けていないか？【 m】 <input type="checkbox"/> 縦断勾配が10%を超える道路に設けていないか？【 %】 <input type="checkbox"/> 駐車場の前面道路が2以上ある場合【当否】、交通に支障を及ぼす影響が小さいほうに設けているか？ <input type="checkbox"/> 駐車のに供する部分が6000㎡以上ある場合【当否】は、自動車の出入口を分離した構造とし、かつ、それらの間隔は10m以上離れているか？（中央分離帯によって物理的に、当該出入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されているときは、この限りでない） <input type="checkbox"/> 出入口において自動車の回転が容易にできるのか？容易でない場合、1.5m以上の隅切りを設置しているか？ <input type="checkbox"/> 見通しについて、出口から2m（自動二輪の場合は1.3m）後退し、車路の中心線上1.4mの視点から、左右60度以上の範囲内において歩行者等を確認できているか？
	車路 (施行令第8条)	<input type="checkbox"/> 5.5m以上（自動二輪は3.5m以上）あるか？【 m】 一方通行の場合は、3.5m以上（自動二輪の場合は2.25m以上）あるか？【 m】（駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ歩行者の通行できない箇所にあつては、2.75m以上（自動二輪は1.75m以上））【 m】
	駐車料金等 (施行令第17条)	<input type="checkbox"/> 供用時間及び駐車料金の額を利用者の見やすい場所に明示しているか？
	<input type="checkbox"/> 建築物である駐車場の場合 15条	<input type="checkbox"/> 車路 (第8条) <input type="checkbox"/> はり下の高さ（配管、標識、照明等を含む有効高さ）は、2.3m以上であるか？【 m】 <input type="checkbox"/> 屈曲部（ターンテーブルがある場合を除く）において、自動車が5m以上（自動二輪は3m以上）の内り半径で回転できるか？ <input type="checkbox"/> 傾斜部の縦断勾配は17%以下であるか？【 %】 <input type="checkbox"/> 傾斜部の路面は、滑りにくい仕上げになっているか？
		<input type="checkbox"/> 車室 (第9条) <input type="checkbox"/> 車室部分のはり下の高さ（配管、標識、照明等を含む有効高さ）が2.1m以上あるか？【 m】
		<input type="checkbox"/> 避難階段 (第10条) <input type="checkbox"/> 地上2階以上又は地下等、直接地上へ通ずる出入口がない階に設ける場合【当否】は、建築基準法施行令に規定する避難階段又はこれに代わる設備を設けているか？
		<input type="checkbox"/> 防火区画 (第11条) <input type="checkbox"/> 給油所その他の火災の危険がある施設を附置する場合【当否】において、耐火構造の壁又は特定防火設備によって区画されているか？
		<input type="checkbox"/> 換気装置 (第12条) <input type="checkbox"/> 内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けているか？ 又は、窓その他の開口部を有する階で、その開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の1/10以上確保されているか？
		<input type="checkbox"/> 照明装置 (第13条) <input type="checkbox"/> 車路の路面について10ルクス以上あるか？（ルクス） <input type="checkbox"/> 車室の床面について2ルクス以上あるか？（ルクス）
	<input type="checkbox"/> 警報装置 (第14条) <input type="checkbox"/> 自動車の出入口及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けているか？	
道路構造令解説(P.625) (駐車ますの寸法)	<input type="checkbox"/> 奥行5.0m以上、巾2.30m以上を標準とする。（奥行 m 幅 m）	

管理規程届出書

年 月 日

斑鳩町長

駐車場管理者の住所

氏名

駐車場法第13条の規定により次のように届け出ます。

1 路外駐車場の名称	
2 駐車場の位置	
3 休業日と供用時間	
4 駐車料金	
5 駐車場の供用契約、駐車車両の損害等に関する事	
6 この駐車場の構造上、駐車することができない自動車	
7 付帯して行う燃料の販売、自動車の修理、その他の業務の概要	

路外駐車場廃止（休止・再開）届出書

（届出先）

年 月 日

斑鳩町長

路外駐車場管理者
の住所、氏名及び
電話番号

住 所

（法人名）

（役職名）

氏 名

電話番号

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、法人名、代表者氏名及び電話番号）

路外駐車場の 廃止（休止・再開）について、駐車場法第14条の規定により次のとおり届け出ます。

1	路外駐車場の名称	
2	路外駐車場の位置	
3	廃止（休止・再開）理由	
4	廃止（休止・再開）年月日	年 月 日